

パネル展示（オープンハウス）開催について

今回のパネル展示（オープンハウス）開催については、都市計画法第66条（事業の施行について周知させるための措置）に基づき実施するものです。

都市計画事業認可の取得

■「都市計画事業認可」とは

都市計画法第59条の規定により、都市計画事業として都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、施行者(杉並区)からの事業認可申請に対して認可権者である東京都知事が行える行政処分です。

■事業名: 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第132号線

■許可日: 令和2年4月7日

■事業施行期間: 令和2年4月7日から令和12年3月31日

■事業地

収用の部分: 杉並区上荻四丁目、善福寺一丁目、西荻北二丁目、
西荻北三丁目及び西荻北五丁目各地内

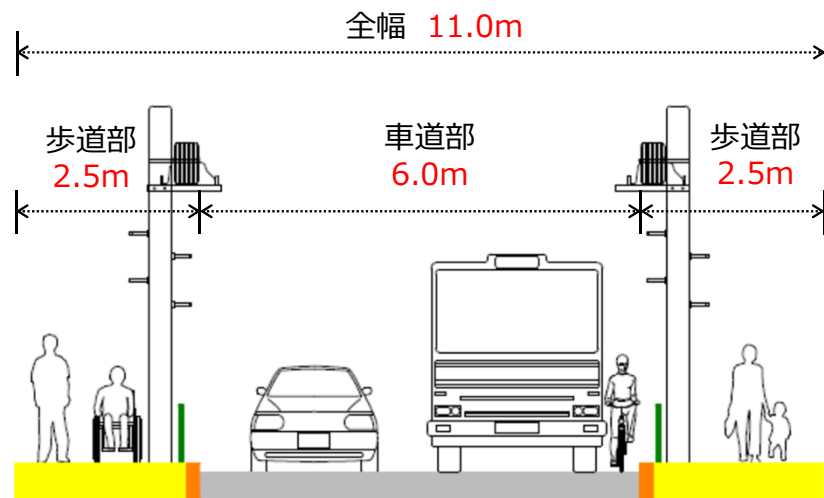
使用の部分: 杉並区上荻四丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目及び
西荻北五丁目各地内

整備概要（その1）

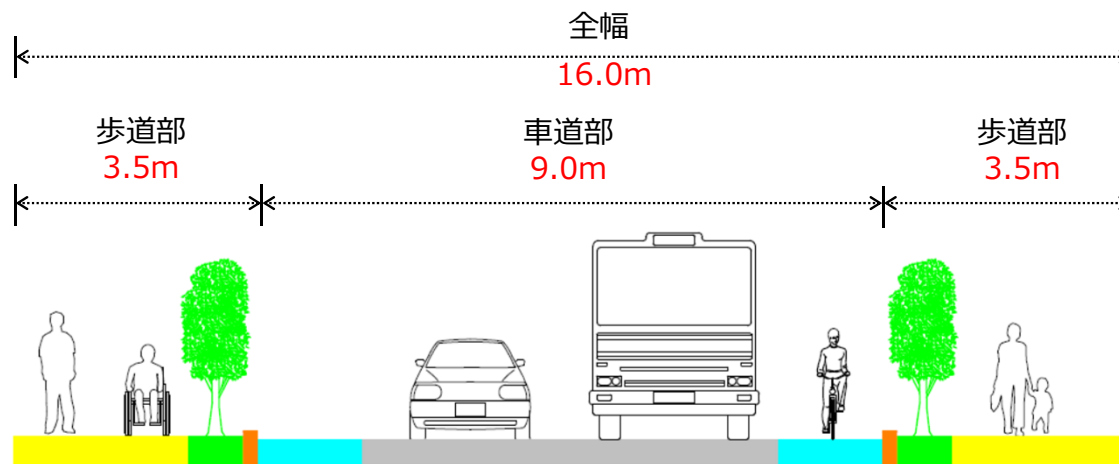


整備概要（その2）

現状



計画（イメージ）



都市計画事業認可による法的効果

■事業認可の告示(令和2年4月7日)後は、次の都市計画法に基づく効果が発生します。

■建築等の制限(都市計画法第65条)

都市計画事業地内において、以下の行為を行う場合は杉並区長の許可が必要となります。

- ①土地の形質の変更(切土、盛土、整地)
- ②建築物の建築(新築、増築、改築、移転等)、その他の工作物の設置
- ③移動の容易で無い物件(5トンを超える物件)の設置もしくは堆積

都市計画事業認可による法的効果

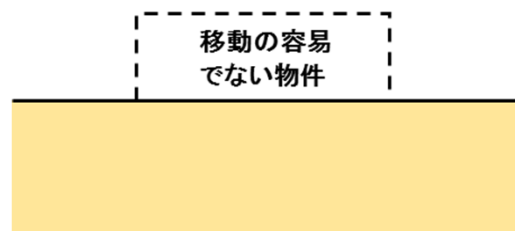
①土地の形質の変更



②建築物の建築(新築、増築、改築、移転等)、その他の工作物の設置



③移動の容易で無い物件(5トンを超える物件)の設置もしくは堆積



※移動の容易で無い物件は、その重量が5トンを超える物件が該当します。
(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。)

都市計画事業認可による法的効果

■ 有償譲渡(土地建物の売買)の届出(都市計画法第67条)

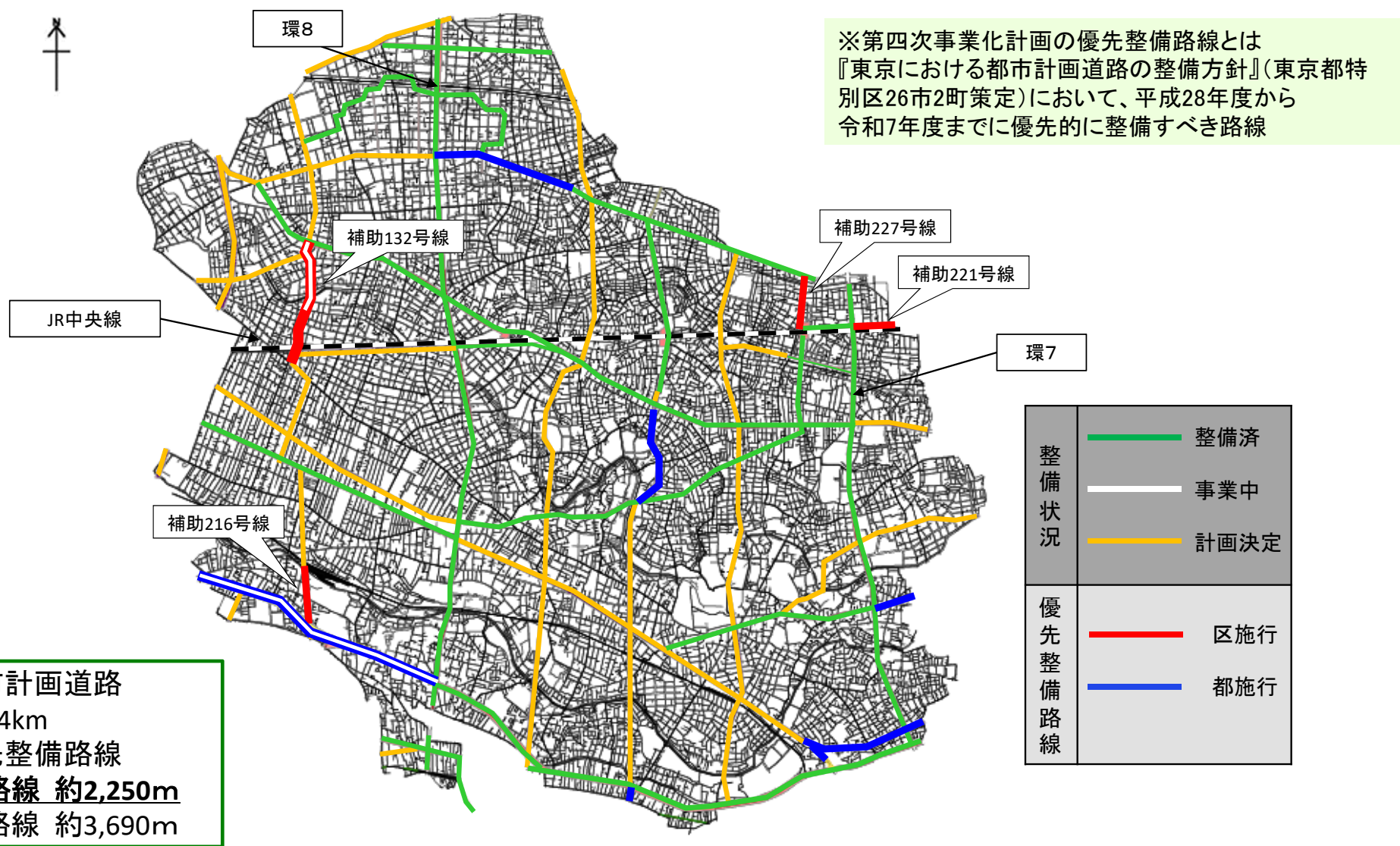
事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定の対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方等を書面にて事前に施行者である杉並区への届け出が必要となります。

法的な請求（土地収用法）

土地所有者又は土地に関して権利をお持ちの方で、早期に土地等の補償金の支払いを希望される方については、土地収用法で定める一定の条件の下に区に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払いを請求することができます。

まずは任意での協議を進めたいと考えておりますので、早期の売却をお考えの方等は、区担当者までご連絡をお願いいたします。

区内の都市計画道路の状況と第四次事業化計画の優先整備路線について



これまでの事業の動き

昭和22年11月

戦災復興都市計画街路決定告示
補助132号線 計画幅員11m

昭和41年7月

都市計画街路網の再告示(計画変更)
補助132号線 計画幅員16m

計画的、効率的に整備を進めるため、東京都における都市計画道路の整備方針「**事業化計画**」を(東京都・特別区・26市2町)で策定

昭和56年度～平成2年度

第一次 事業化計画

平成3年度～平成15年度

第二次 事業化計画

平成16年度～平成27年度

第三次 事業化計画

補助132号線が優先整備路線に選定

平成28年度～令和7年度

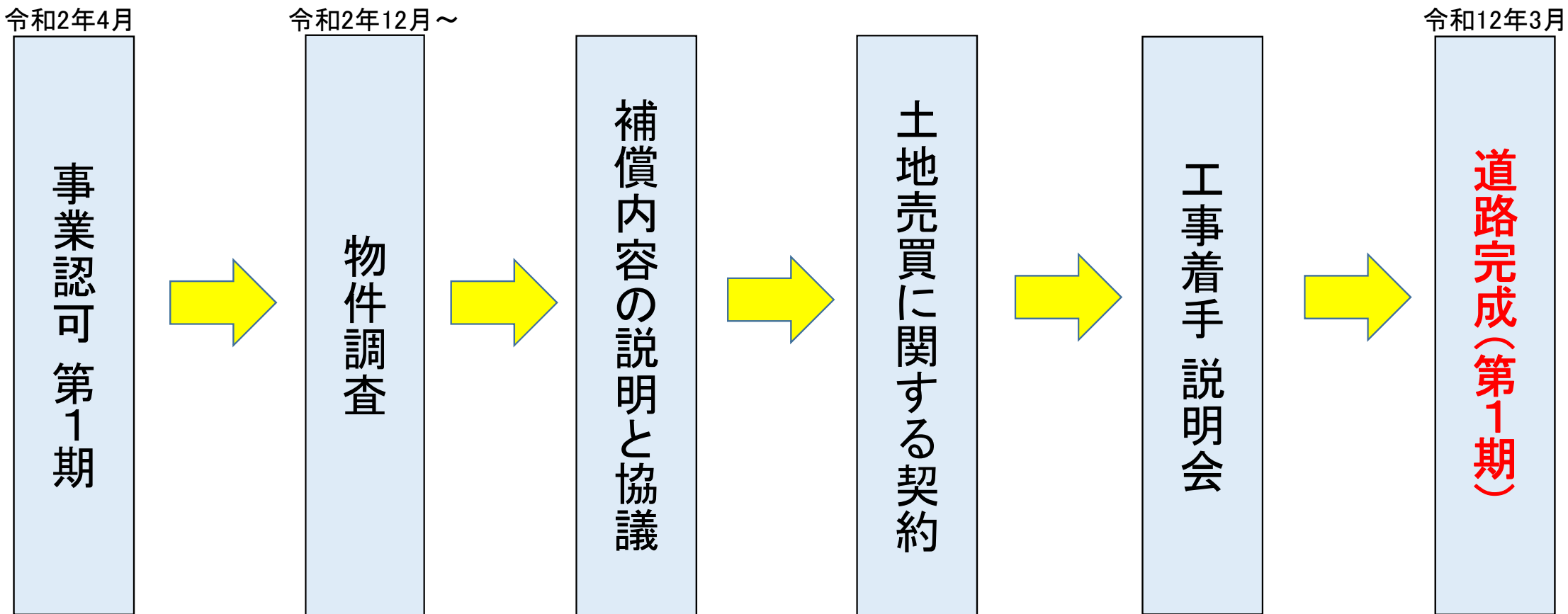
第四次 事業化計画

補助132号線が優先整備路線に選定

令和2年4月

事業認可(第1期:L=606m)

今後の流れ（予定）



※今後、用地取得の進捗状況や関係機関協議により、変更となる可能性があります。